

階上町スポーツ賞表彰規則

令和4年11月22日

教育委員会規則第24号

階上町スポーツ賞表彰規則(昭和56年階上町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、階上町スポーツ賞表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類、基準及び運用)

第2条 表彰の種類、基準及び運用は、別表に掲げるとおりとする。

(表彰)

第3条 表彰は、階上町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

3 表彰は、国民の祝日又は本町の公儀式及び町民文化祭等にこれを行う。

4 スポーツ特別功労賞及びスポーツ功労賞は、生涯に1回限りとする。

(候補者の推薦)

第4条 学校長、町内スポーツ団体長及び関係者は、別表に該当する者があるときは、階上町スポーツ賞表彰推薦書(別記様式)により、教育委員会に推薦することができる。

2 推薦に係る基準日は毎年8月31日とし、別に定める期日までに前項の書類を提出するものとする。

(委任事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年8月1日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

階上町スポーツ賞表彰基準表

表彰の種類	表彰の基準	運用
1 スポーツ特別功労賞	(1) 永年にわたり、町内のスポーツの	ア 年齢60歳以上で、30年以上にわたり、スポーツ関係団体の役員及

	健全な普及・発展に著しく貢献した者	びスポーツ推進委員(体育指導委員であった任期を含む。)を務め、本町のスポーツの普及・発展に貢献し、その功績が顕著な者 イ 年齢60歳以上で、30年以上にわたり、本町のスポーツ人口の拡大に努め、優秀な選手の指導育成及びスポーツ団体等の指導育成に努力し、その功績が顕著な者 ウ 年齢60歳以上で、上記ア、イ及び選手として通算30年以上にわたり、本町のスポーツの普及・発展に著しく貢献し、その功績が顕著な者
	(2) 全国及び国際大会と同等の競技会において、スポーツの普及・発展に著しく貢献した者	ア オリンピック及び国際大会において、選手又はスポーツ関係者として活躍し、その功績が顕著な者 イ 全日本大会等において、顕著な成績をおさめスポーツの普及・発展に貢献した者 ウ スポーツを通じて、本町の名声と名誉を著しく高め、スポーツの普及・発展に貢献したと認められる者
2 スポーツ功労賞	町内のスポーツの健全な普及・発展に著しく貢献した者	ア 年齢50歳以上で、10年以上にわたり体育協会の役員及びスポーツ団体の役員を務め、本町のスポーツ普及・振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 イ 10年以上にわたり、本町のスポーツ普及・振興に貢献した団体及びスポーツ活動が特に優秀と認め

		られる団体 ウ 日本スポーツ協会及び高等学校 体育連盟主催又は県民スポーツ大 会等の県大会以上の大会で、3回 以上優勝をもたらした指導者
3 スポーツ賞	高校生以上のスポ ーツに関する県大会 以上の大会の入賞者	ア 日本スポーツ協会及び高等学校 体育連盟主催大会等の全国的規模 の大会で県代表として出場し、団 体3位又は個人3位まで入賞した者 イ 日本スポーツ協会及び高等学校 体育連盟主催大会等の東北大会で 県代表として出場し、団体3位又 は個人3位まで入賞した者 ウ 県スポーツ協会及び各学校体育 連盟主催又は県民スポーツ大会等 の県大会以上の大会で地区代表と して出場し、団体3位又は個人3位 まで入賞した者
4 スポーツ奨励賞	小中学生のスポー ツに関する県大会以 上の大会の入賞者	県スポーツ協会及び各学校体育連 盟主催等の県大会以上の大会で地区 代表として出場し、団体3位又は個 人3位まで入賞した者